

補助金概要調書

補助金名	中小企業小口融資利子補給補助金			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23-5219(直通))			
補助対象者	旧淀江町小口融資を借り入れ、当初の約定どおり完済した者			
補助開始年度	平成10年度			
交付目的	平成17年3月30日までに旧淀江町中小企業小口融資資金(以下「旧淀江町小口融資」という。)を借り入れた者に対して、完済報奨金のかたちで利子を一部補給することにより、返済負担を軽減し、併せて約定どおりの完済を奨励することを目的として交付する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	90千円 (90)千円	290千円 (290)千円	204千円 (204)千円	446千円 (446)千円
補助事業の内容	対象者が旧淀江町小口融資を完済した日の属する年度の3月に借入元金の1%に相当する額を交付する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	44,600千円		
	内補助対象経費	44,600千円		
	補助対象経費の内訳	当初貸付元金 44,600千円		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	借入元金の1%相当額		
	限度額	無		
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	本補助金の交付が返済負担の軽減という直接的な効果を生み出している。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	平成23年度 旧淀江町において実施していたものであり、合併により廃止した。現在は合併協議に伴う経過措置分のみを対象としている。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				